

札幌飛行場滑走路延長事業に係る 環境影響評価方法書のあらまし



令和 8 年 8 月



国土交通省 北海道開発局
国土交通省 東京航空局

はじめに

環境影響評価とは、事業者が大規模な開発事業を行う前に、あらかじめその事業が環境に与える影響について調査・予測・評価を行ってその結果を公表し、住民や行政の意見を参考にして、事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

このたび、札幌市環境影響評価条例に基づき「札幌飛行場滑走路延長事業に係る環境影響評価方法書」をとりまとめました。方法書とは、環境影響評価を実施する前に、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示した図書です。

これまでの経緯

札幌飛行場（以下「丘珠空港」という。）は、北海道の中心都市・札幌の中心部から約 6km に位置し、昭和 36 年に公共用施設の指定を受け、民間航空と陸上自衛隊が共同で利用する共用空港です。現在（令和 8 年 5 月時点）の航空ネットワークは道内 6 空港、道外 7 空港の計 13 路線を有しており、近年、小型ジェット機による道外定期便（夏ダイヤのみの運航）が就航して以降、地方を結ぶ路線が拡充しています。

こうしたなか、札幌市は、札幌市の活力向上・北海道全体の発展のために丘珠空港の進むべき方向性として令和 4 年 11 月に「丘珠空港の将来像」を策定しました。このなかで、丘珠空港は一年を通して道内外との路線を展開することにより、市民・道民の安全・安心な暮らしに寄与するとともに、多様な交流を支える広域交通拠点となることを目指すこととし、その後、国に対して滑走路延長等に関する要望が行われました。

冬の北海道は多くの観光需要が見込まれる一方、夏季と比べて航空機発着の制動距離・滑走距離が長くなるため、現在の 1,500m の滑走路では道外からの需要に十分な対応ができていないほか、医療用ジェット機も冬季は滑走路状態により運航制限が生じることがある等、滑走路延長による機能強化が必要な状況です。

これを受け、事業者である北海道開発局及び東京航空局は、丘珠空港滑走路延長に係る「計画段階環境配慮書」及び「パブリック・インボルブメント（PI）」の手続き等を実施のうえ滑走路延長計画案を検討しました。このたびの「環境影響評価方法書」においては、航空局における事業評価手続き（計画段階評価）において整備効果、空港周辺への影響、事業費、事業期間を比較し、案 1（北西側 150m・南東側 150m）による対策が妥当と判断されたため、案 1 に係る環境影響評価手続きを進めております。

対象事業の内容

▼対象事業の種類

滑走路の延長を伴う飛行場及び
その施設の変更の事業

▼対象事業実施区域の位置

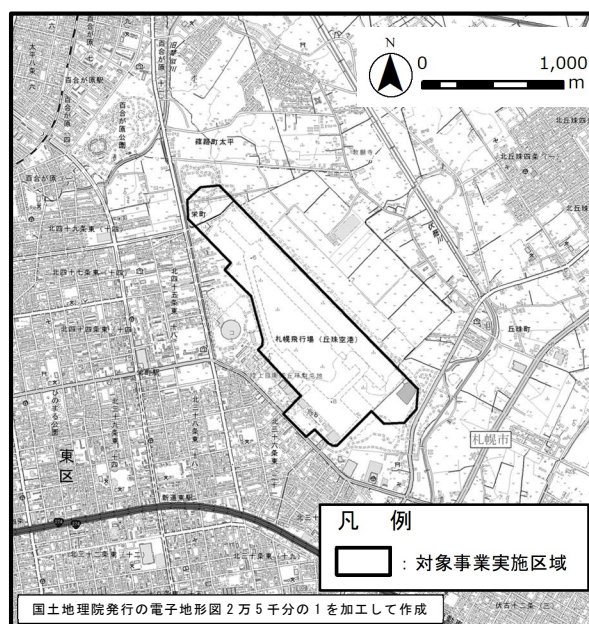
札幌市東区丘珠町、栄町のうち
右図に示す区域

▼対象事業の規模

1,500m の滑走路を 300m 延長
（北西側 150m・南東側 150m）

▼飛行場の利用を予定する航空機の種類

小型ジェット機、プロペラ機、回転翼機



▼対象事業の実施区域概要

本事業は、滑走路の長さを 1,500m から 1,800m に延長するものです。これに伴い、着陸帯、滑走路端安全区域（RESA）、場周道路、排水施設及び航空灯火など必要とされる施設の整備を行うほか、影響を受ける河川や道路等の機能を補償します。



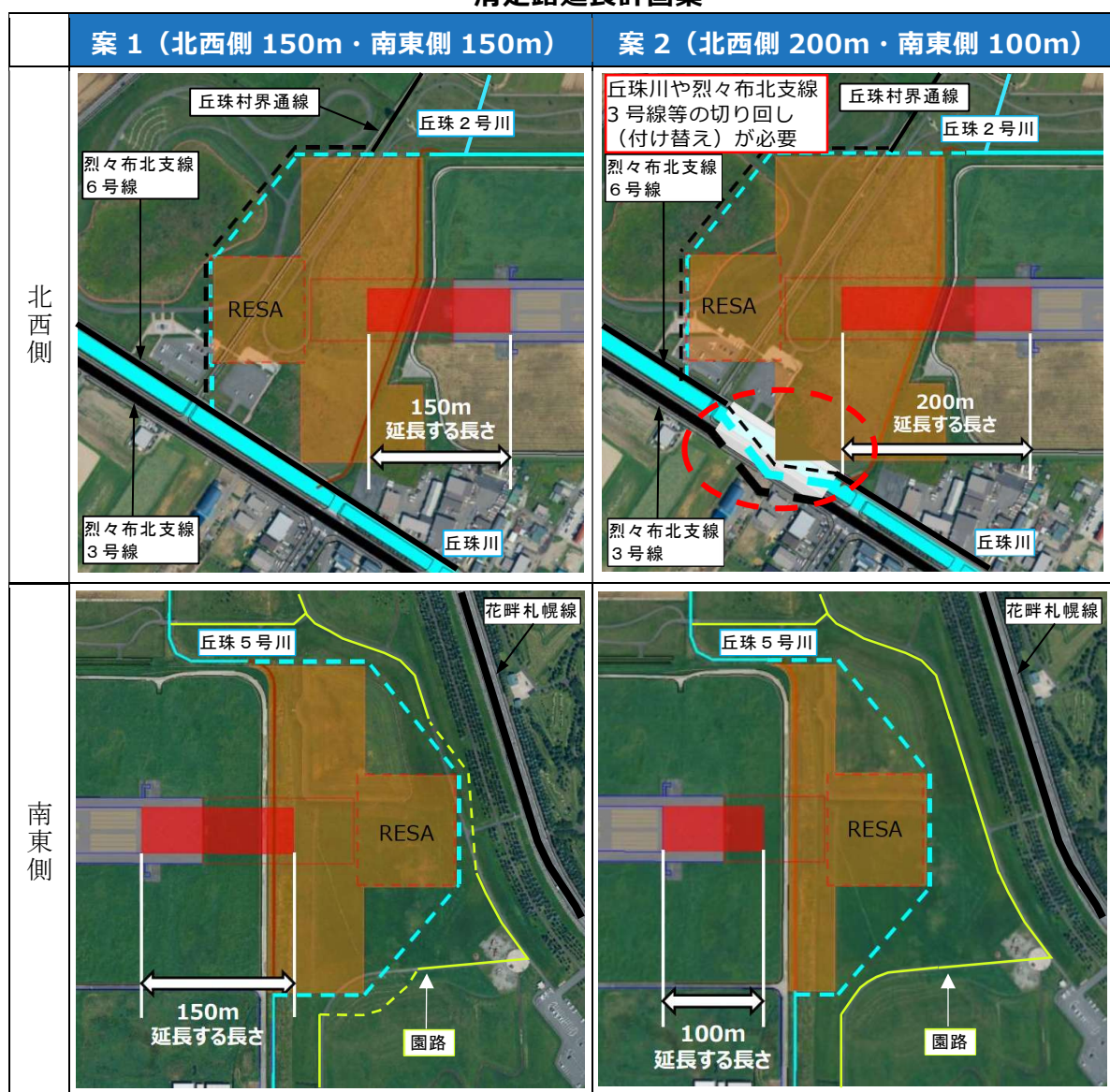
滑走路延長計画案の検討経緯

丘珠空港滑走路延長に係る「計画段階環境配慮書」及び「パブリック・インボルブメント（PI）」の手続き等を実施のうえ、複数の事業計画案の比較検討を行いました。そして、このたび、航空局における事業評価手続き（計画段階評価）において整備効果、空港周辺への影響、事業費、事業期間を比較し、案 1（北西側 150m・南東側 150m）による対策が妥当と判断されたため、案 1 により計画を進めることとしました。

▼計画段階環境配慮書での比較評価

計画段階配慮事項である騒音(航空機)・動物(鳥類)において両案の環境影響に著しい差はないと考えられますが、人と自然との触れ合いの活動の場については、下図（案 2 北西側参照）のとおり周辺環境への影響の点において、案 1 より案 2 の方が大きいものと考えられます。

滑走路延長計画案



▼パブリック・インボルブメント（PI）による実施状況

令和 7 年 10 月に丘珠空港機能強化に関する機能強化検討を開始し、令和 7 年 11 月から令和 8 年 3 月まで P I 活動（周知・広報、住民説明会、意見聴取、結果分析等）を実施しました。

PI 実施結果概要

意見数	1,175 件（意見フォーム及びハガキによる回答）
結果概要 （PI 実施記録）	丘珠空港における機能強化の必要性について全体の 9 割超の方が「必要だと思う」「やや必要だと思う」と答え、「丘珠空港機能強化計画書」に記載している内容への理解度についても、「よく理解できた」又は「ある程度理解できた」と回答した者の割合が 9 割を超えました。

滑走路延長計画案の比較評価結果のまとめ

			案 1（北西側 150m・南東側 150m）	案 2（北西側 200m・南東側 100m）	
			RESA 整備（北西側 90m・南東側 90m）		
① 整備効果	冬季運航制約の緩和		○	○	
	安全・防災支援機能の確保		○	○	
	道内外を結ぶ航空ネットワークの充実		○	○	
	道央圏空港の機能強化		○	○	
② 空港周辺への影響	a 周辺施設への影響	河川		○ 丘珠川の切り回しが不要	△ 丘珠川の切り回しが必要
		道路		○ 切り回しが不要 （烈々布北支線 3 号、6 号）	△ 切り回しが必要 （烈々布北支線 3 号、6 号）
		丘珠空港緑地	面積	△ 緑地面積が減少	△ 緑地面積が減少
			機能	△ 南東側にある現状の園路の切り回しが必要	○ 南東側にある現状の園路の切り回しが不要
		周辺建築物等		制限表面に抵触する場合、必要な措置を講じてまいります。	
	b 周辺環境への影響		環境影響評価手続きにおいて環境影響の調査・予測・評価等を実施します。		
	c 航空機騒音の影響				
③ 事業期間及び事業費	事業期間		3～4 年程度	5～6 年程度	
	事業費※		160 億円程度	180 億円程度	

※ 人件費や資材費の変動、今後の設計・施工検討により事業費が変わる場合があります。

配慮書に対する意見と見解

令和 7 年 11 月に公表した配慮書について、住民の方々や札幌市長から頂いたご意見に対して、事業者の見解を示しました。

▼主な住民等の意見概要と事業者の見解概要（抜粋）

分類	意見概要	事業者の見解概要
航空機騒音に関する事項	風の子保育園では会話が聞こえにくくお昼寝が妨げられたりするなど、現在の便数で限界であり、増便されるのは子供の耳への影響を考えると反対。	滑走路延長後においても「航空機騒音に係る環境基準」を達成することとしております。今後の準備書段階では、発着回数・飛行経路を考慮した定量的な騒音予測（コンター図）を実施して、必要に応じて環境保全措置を検討してまいります。
	測定地点が少ないと思っており、風の子保育園屋上での調査を行ってほしい。	札幌市による航空機騒音調査は、航空機騒音測定・評価マニュアルに沿って空港周辺の 12 地点で測定・評価しその結果を公表しており、事業者としては測定地点に不足は無いと考えます。 なお、風の子保育園は地域類型Ⅱ（基準値 62dB 以下）に該当し、自動車整備場が近接し在来鉄道が近傍に所在することから、騒音測定の際には暗騒音を避けるなどの注意が必要です。札幌市では、これらを考慮し、風の子保育園周辺において、同じ地域類型Ⅱでより空港に近い百合が原公園で騒音調査を実施しています。
	滑走路延伸後の飛行直下地域へ与える騒音の広がりについて、どのように影響を確定していくのか。	滑走路の延長により、航空機の離着陸位置が延長方向へ移動します。さらに、冬季の運航制限が緩和されることで、発着回数の増加が見込まれます。これらの結果、騒音の影響範囲が広がることが想定されます。今後の準備書段階では、発着回数・飛行経路を考慮した定量的な騒音予測（コンター図）を実施して、必要に応じて環境保全措置を検討してまいります。
	丘珠空港緑地が滑走路 1,500m 用に設計されたものならば、1,800m 延伸後の緩衝地帯として機能できるのか疑問。	「飛行騒音」に対する丘珠空港緑地の緩衝機能は限定的と考えられますが、「地上騒音」については現状設けられている樹林帯や築堤などが、防雪効果とともに防音や遮音といった一定の効果を発揮しているものと考えております。 今後、緑地が現在有する機能を可能な限り維持できるよう、札幌市と協議しながら検討を進めてまいります。
丘珠 2 号川の PFAS に関する事項	丘珠 2 号川や周辺の土壌・地下水での PFAS 検査を実施するべき。	防衛省により PFOS 含有泡消火薬剤の処分完了が公表されており、PFOA 含有泡消火薬剤についても丘珠駐屯地において現在使用されていないことを伺っております。また、札幌市の下流側定点調査では指針値を下回る結果のほか、周辺地下水調査では不検出でした。なお、丘珠 2 号川の切り回し工事にあたり、現河川部は埋め戻しを行う予定です。このため、河川工事に伴い PFOS 等が新たに検出・拡散されることは想定しづらいことから、PFOS 等の調査・予測・評価は予定しておりません。引き続き、札幌市の定点調査を注視してまいります。

▼札幌市長の意見と事業者の見解(抜粋)

他機中長の見解と事業の見解(抜粋)

分類	意見	事業者の見解																							
複数案の絞り込みについて	本事業実施想定区域の周辺には、住居や保育施設、学校、医療施設等の環境保全の配慮が必要な施設に加え、丘珠空港緑地、丘珠川等の都市環境資源が立地する。配慮書では案1・案2の差を50メートルとして定性的評価にとどめているが、方法書以降においては、航空機騒音、緑地機能及び水環境への影響について、可能な限り定量的に予測及び評価を行ったうえ、各案の合理的な比較検討を行い、絞り込みの理由を明らかにすること。	複数案の比較検討に当たって、可能な限り定量的な把握に努めた上で、その差異及び影響の程度を整理しました。 航空機騒音については、札幌市が実施している航空機騒音調査の測定地点である北西側の百合が原公園及び南東側の丘珠公園を評価地点として設定しました。これらの地点について、公表されている騒音調査結果を基に、滑走路と各評価地点との位置関係及び滑走路延長に伴う距離変化を踏まえ、案1及び案2における騒音レベルの差を推計しました。その結果、両案の騒音レベルの差は、いずれの評価地点においてもLdenで0.2～0.3dB程度となりました。この程度の差は、一般に環境騒音の評価において測定・予測に伴う変動や人の聴覚上の明確な識別が困難な範囲に含まれるものと考えられることから、両案の違いによる航空機騒音の影響に著しい差は生じないものと考えています。 丘珠空港緑地については、滑走路延長に伴い、両案ともに一定規模の緑地改変が生じます。具体的には、緑地改変面積の合計は、概略で案1が約9.5ha、案2が約9.3ha、雨水貯留施設の改変面積は両案ともに約1.7haと、いずれも同程度の規模となっています。各地区の緑地機能や利用形態はおおむね共通していることから、緑地機能及び雨水処理機能を含む環境機能への影響の程度についても両案で著しい差は生じないと考えています。 <table><tr><th colspan="2">改変面積 (概略)</th><th>北西地区 (ha)</th><th>南東地区 (ha)</th><th>計 (ha)</th></tr><tr><td rowspan="2">緑地</td><td>案1</td><td>5.2</td><td>4.3</td><td>9.5</td></tr><tr><td>案2</td><td>6.6</td><td>2.7</td><td>9.3</td></tr><tr><td rowspan="2">雨水貯留施設</td><td>案1</td><td>0.1</td><td>1.6</td><td>1.7</td></tr><tr><td>案2</td><td>0.5</td><td>1.1</td><td>1.7</td></tr></table> 水環境については、案1では丘珠川の切り回しは生じず、丘珠空港緑地内で収まるのに対し、案2では丘珠川の切り回しが必要となり、河川延長が増加するとともに、流路に屈曲が生じるほか、その一部が丘珠空港緑地内に収まらない計画となっています。このため、周辺環境への影響は案1より案2の方が大きいものと考えています。 事業者としては、航空局における事業評価手続き（計画段階評価）において整備効果、空港周辺への影響、事業費、事業期間を比較し、案1による対策が妥当と判断されたため、案1により計画を進めることとしています。	改変面積 (概略)		北西地区 (ha)	南東地区 (ha)	計 (ha)	緑地	案1	5.2	4.3	9.5	案2	6.6	2.7	9.3	雨水貯留施設	案1	0.1	1.6	1.7	案2	0.5	1.1	1.7
改変面積 (概略)		北西地区 (ha)	南東地区 (ha)	計 (ha)																					
緑地	案1	5.2	4.3	9.5																					
	案2	6.6	2.7	9.3																					
雨水貯留施設	案1	0.1	1.6	1.7																					
	案2	0.5	1.1	1.7																					

▼札幌市長の意見と事業者の見解(抜粋)

分類	意見	事業者の見解
複数案の絞込みについて		 緑地、雨水貯留施設の改変面積（案 1）  緑地、雨水貯留施設の改変面積（案 2）
計画段階配慮事項の選定について	配慮書において計画段階配慮事項として選定された 3 項目に加え、以下の事項についても、方法書以降において環境影響評価項目への選定を検討すること。 ア 供用時の関連車両（空港アクセス車両等）の走行に伴う大気質、騒音及び振動 イ 案 2 を選定する場合における丘珠川の切り回しに伴う水質、流下能力及び動植物相 ウ 丘珠空港緑地の改変に伴う緩衝緑地機能及び雨水貯留機能の喪失	配慮書において選定した計画段階環境配慮事項に加え、市長意見で示された事項については、本事業の特性及び地域特性を踏まえ、環境影響評価項目としての選定の可否を検討しました。 ア 供用時の関連車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動については、滑走路延長に伴う利用者の増加により空港周辺道路における交通量の変化が生じる可能性があることから、方法書以降において環境影響評価項目として選定します。 イ 事業者としては、航空局における事業評価手続き（計画段階評価）において案 1 による対策が妥当と判断されたことから、丘珠川の切り回しは実施しない計画としています。このため、丘珠川の切り回しに伴う水質、流下能力及び動植物相への影響は生じないものと考えられ、環境影響評価項目として選定しません。 ウ 丘珠空港緑地の改変に伴う緩衝緑地機能及び雨水貯留機能への影響については、公園としての利用環境の観点から、人と自然との触れ合いの活動の場として環境影響評価項目に選定します。
住民等への情報提供について	計画段階において説明会等が実施されているが、今後も方法書等の手続の段階において、周辺住民等に対して丁寧な説明の機会を設けるなど、適切なコミュニケーションを図ること。	今後の方法書及び準備書の各手続きにおいて説明会を実施します。説明会の実施時期、場所については、開発局ホームページの特設サイト及び新聞等により事前に周知してまいります。

本事業に関わる環境影響評価項目は、札幌市環境影響評価条例に基づき策定された札幌市環境影響評価技術指針〔別表 4〕に示す基本項目を基本として、当該事業の特性等を踏まえ影響要因を抽出し、関係地域の概況や他空港の環境影響評価事例を考慮して以下のとおり選定しました。

環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分 環境要素の区分 細区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工及び盛土工等による土地造成及び飛行場施設の設置	飛行場及びその施設の存在	航空機の運航	飛行場の施設の供用
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			○	○
		粉じん等	○	○	○			
		浮遊粒子状物質	○	○			○	○
	騒音	騒音	○	○			○	○
	振動	振動	○	○				○
	低周波音（超低周波音を含む）						○	
	水質（底質及び地下水を含む）	水の汚れ						○
		水の濁り			○			
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	地形及び地質	重要な地形及び地質				—		
	植物	重要な植物種及び群落とその生育地			○	○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地			○	○	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○			
	温室効果ガス		○	○			○	○
〔備考〕 網掛けは「札幌市環境影響評価技術指針」における「飛行場に係る基本項目」を示す。なお、「飛行場に係る基本項目」には該当しない項目のうち○印を付したものは、他空港の環境影響評価書を参考に選定する項目を示す。 「○」：環境影響評価項目として選定する項目を示す。 「—」：本事業の計画及び事業特性、地域特性を考慮して選定しない項目を示す。								

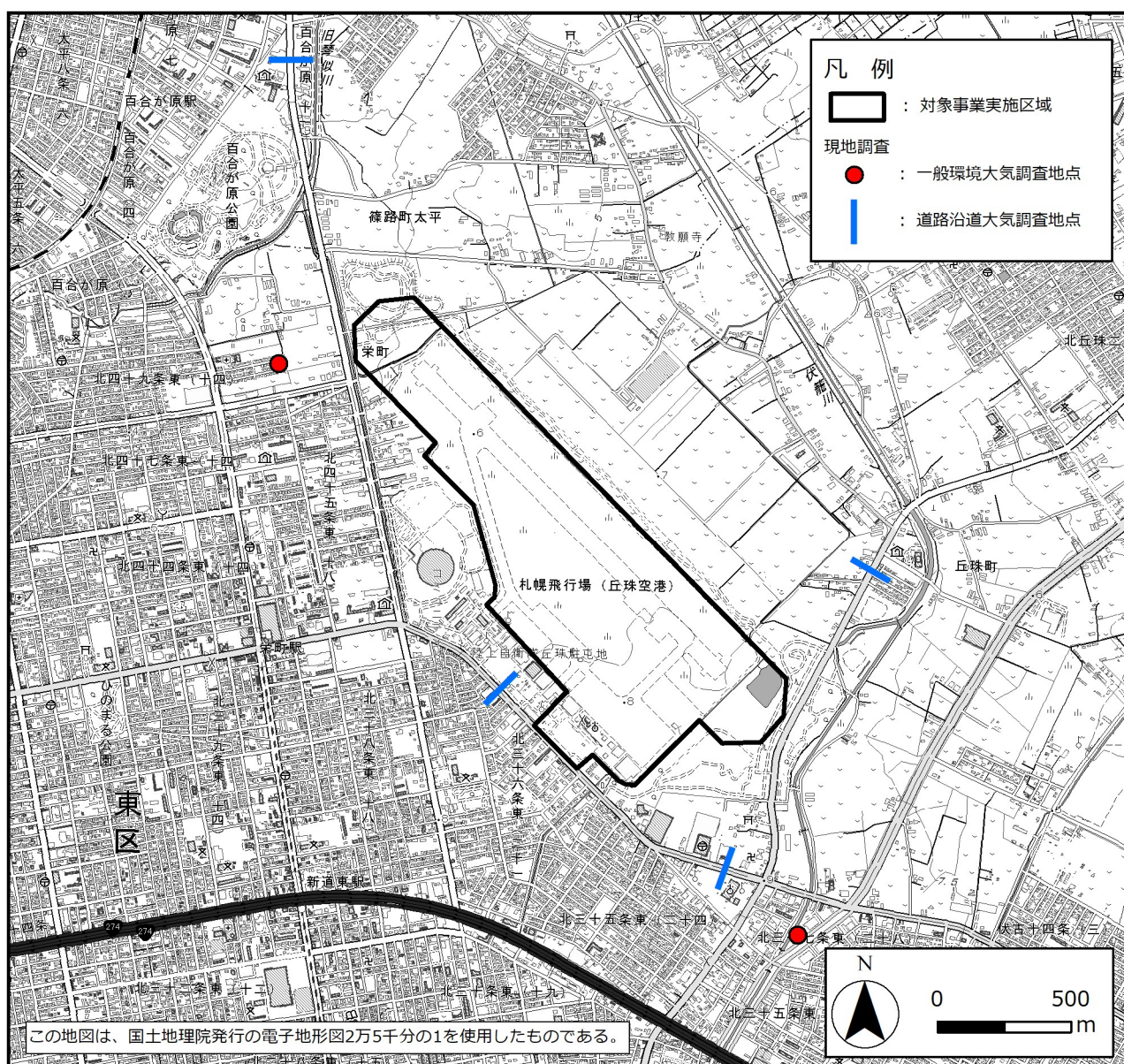
調査及び予測の手法

環境影響評価項目ごとの調査及び予測の手法は、以下のとおり選定しました。

■大気質

▼調査及び予測の手法の概要

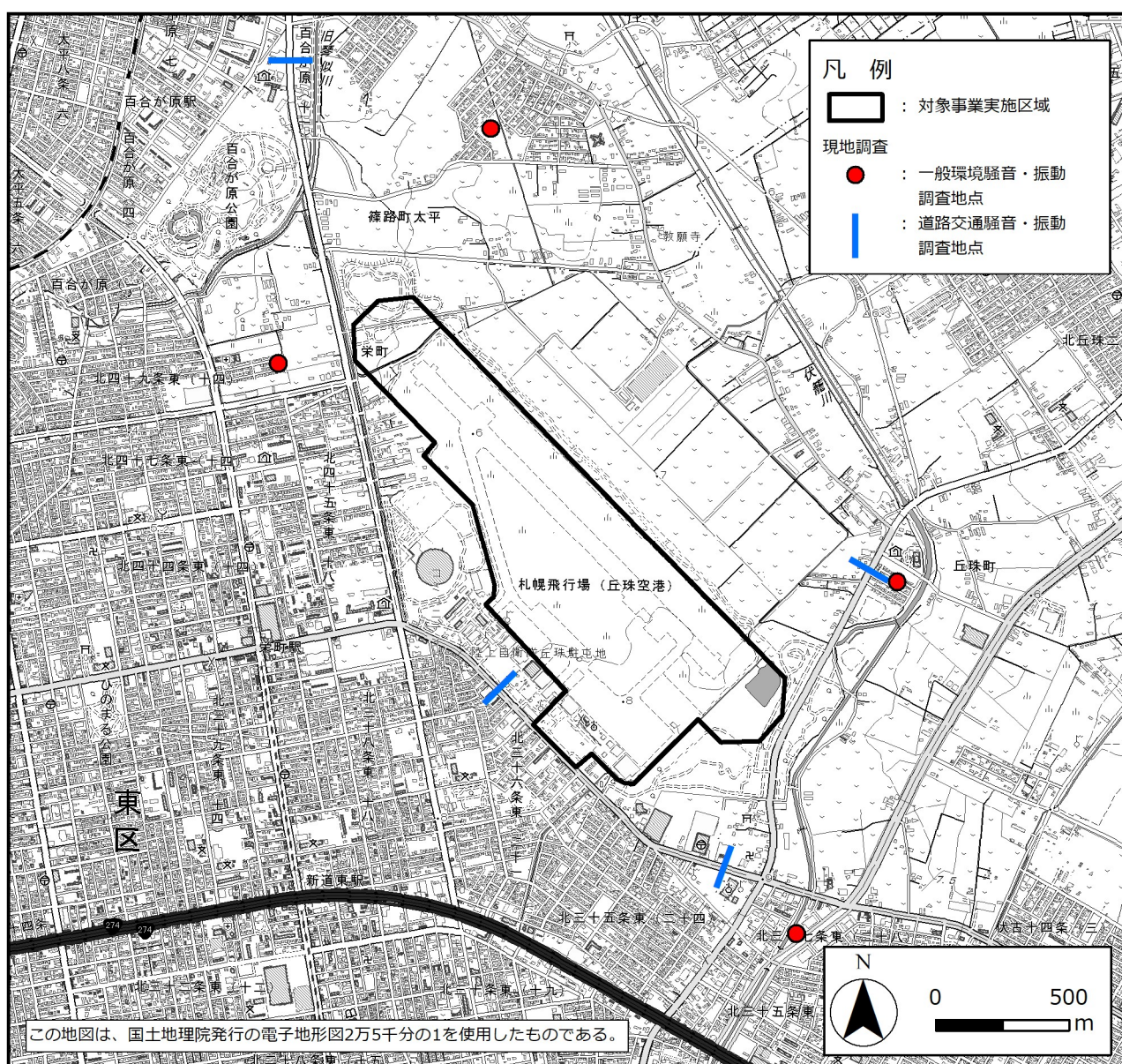
環境要素		調査の手法		予測の手法
		主な調査項目	調査手法	
大気質	窒素酸化物	二酸化窒素の濃度の状況 気象の状況（風向・風速等） 道路の状況 交通量の状況	現地調査 文献調査	大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）を用いた計算又は事例の引用による方法
	粉じん等	降下ばいじん量の状況 気象の状況（風向・風速等） 道路の状況	現地調査 文献調査	事例の解析に基づく経験式による方法
	浮遊粒子状物質	浮遊粒子状物質の濃度の状況 気象の状況（風向・風速等） 道路の状況 交通量の状況	現地調査 文献調査	大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）を用いた計算又は事例の引用による方法



■騒音（建設作業騒音・道路交通騒音）、振動（建設作業振動・道路交通振動）

▼調査及び予測の手法の概要

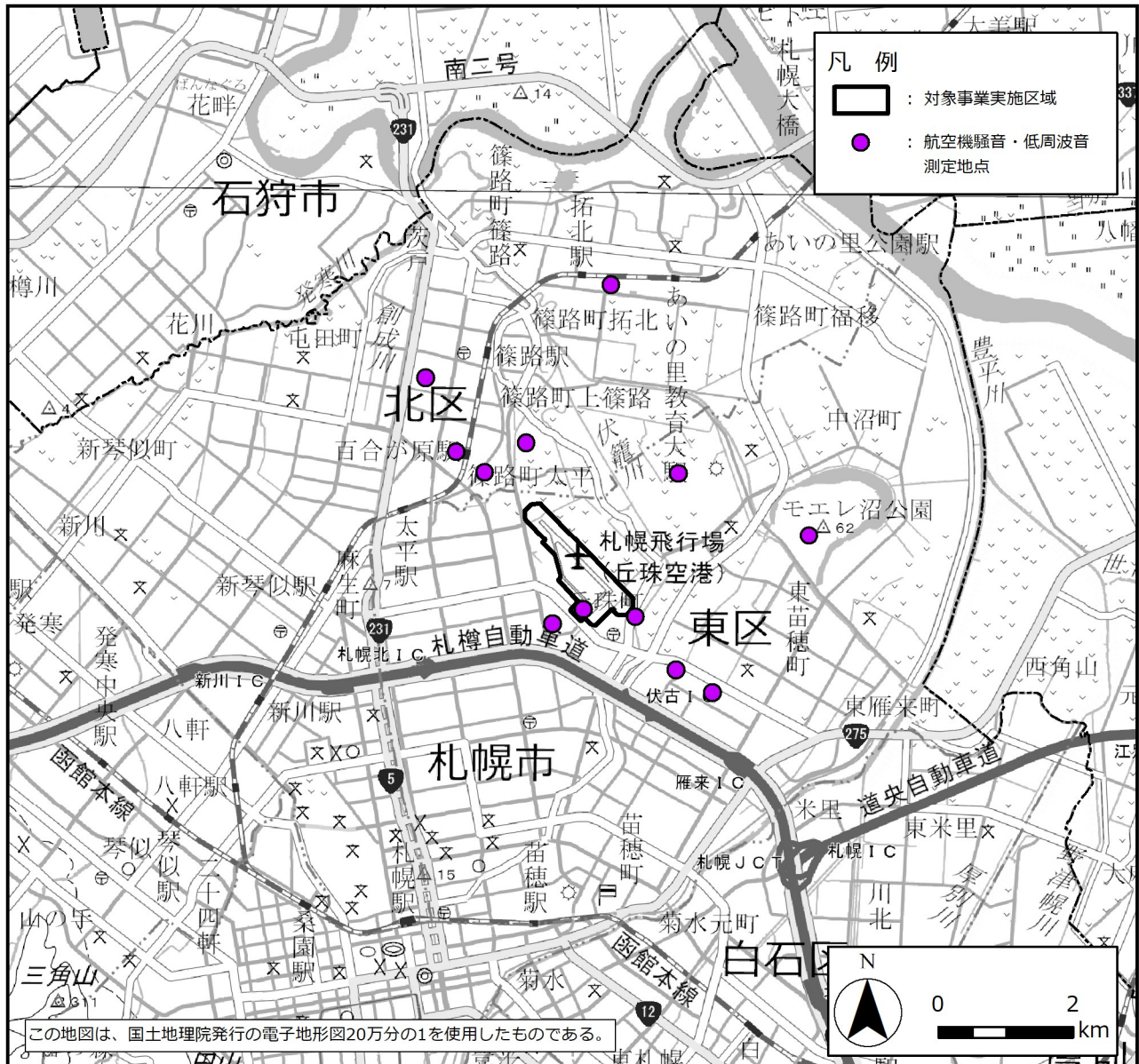
環境要素		調査の手法		予測の手法
		主な調査項目	調査手法	
騒音	建設作業騒音	騒音の状況 地表面の状況	現地調査 文献調査	音の伝搬理論に基づく予測式による方法
	道路交通騒音	騒音の状況 道路の状況 交通量の状況	現地調査 文献調査	
振動	建設作業振動	振動の状況 地表面の状況	現地調査 文献調査	振動のレベルを予測するための式を用いた計算又は事例の引用による方法
	道路交通振動	振動の状況 地盤の状況 交通量の状況	現地調査 文献調査	



■騒音（航空機騒音）、低周波音（航空機低周波音）

▼調査及び予測の手法の概要

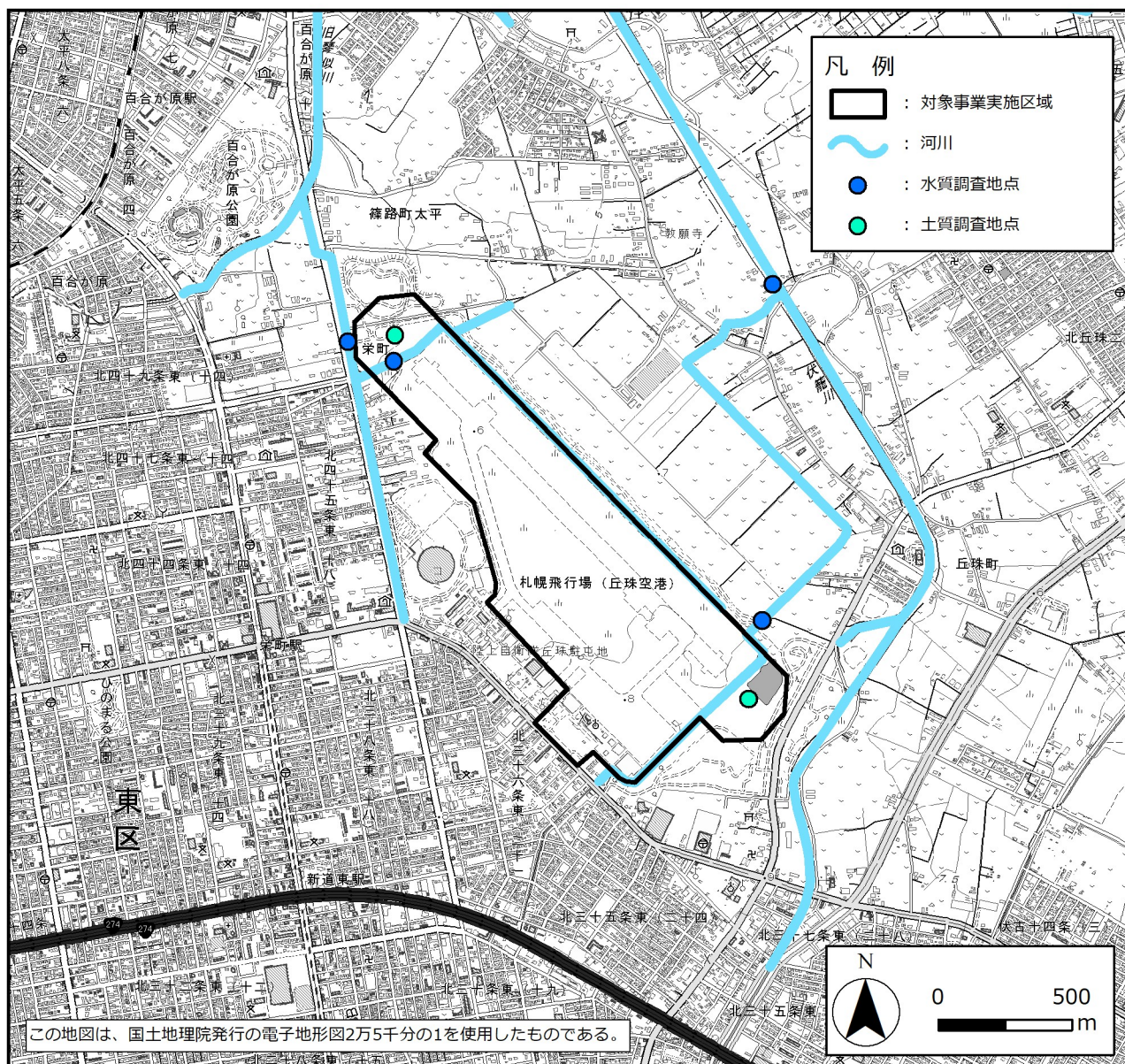
環境要素		調査の手法		予測の手法
		主な調査項目	調査手法	
騒音	航空機騒音	騒音の状況	文献調査 (札幌市が実施する航空機騒音の調査データを活用)	「国土交通省モデル」により計算を行う方法
低周波音		低周波音（航空機）の状況	現地調査	音の伝搬理論に基づく予測式による方法



■水質

▼調査及び予測の手法の概要

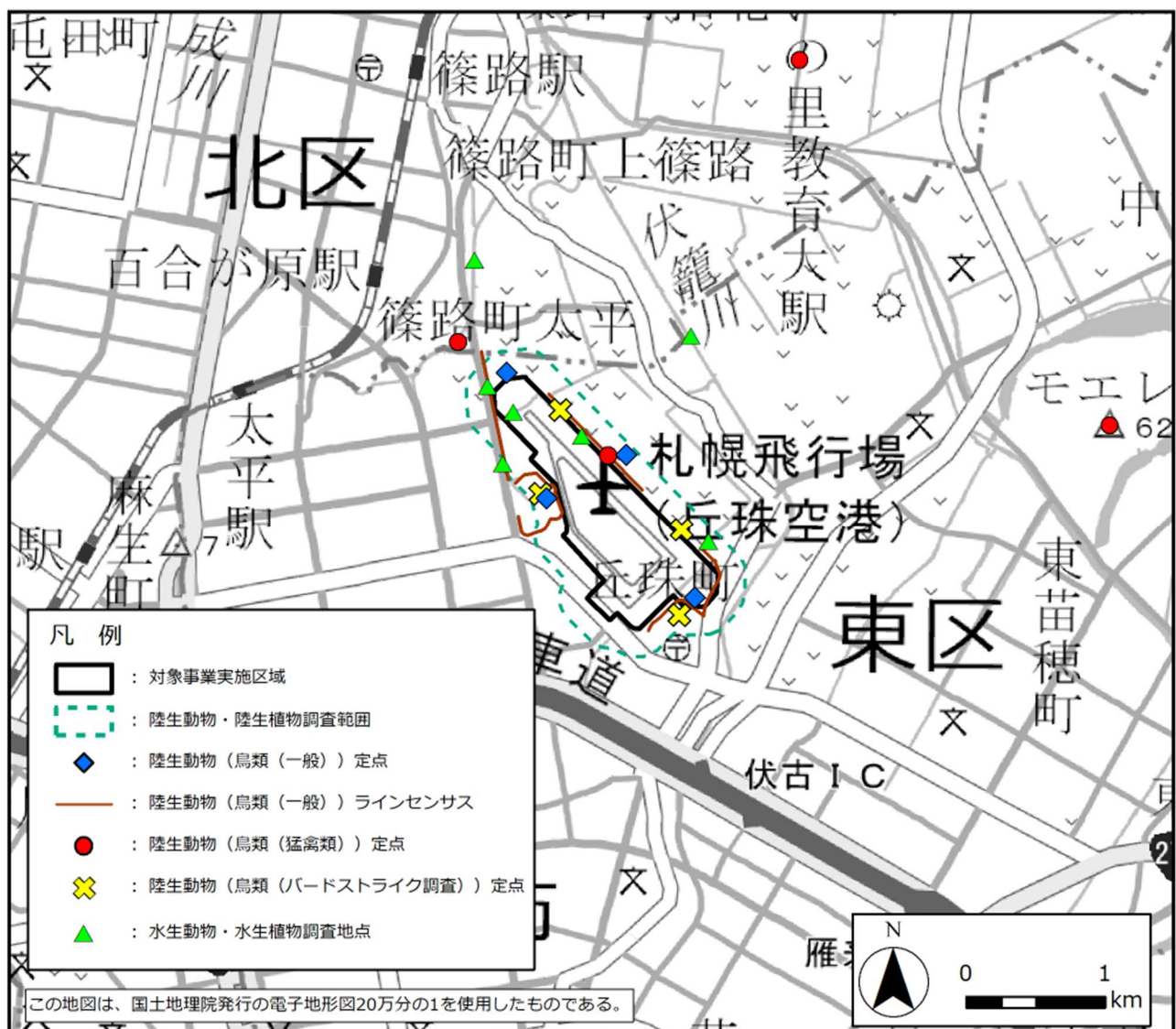
環境要素		調査の手法		予測の手法
		主な調査項目	調査手法	
水質	水の汚れ	全窒素(T-N)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD) の状況 流量、流れの状況 気象の状況（降水量等）	現地調査 文献調査	将来の負荷量を算出し、 現況の濃度等に加えるこ とにより計算する方法
	水の濁り	浮遊物質(SS)の状況 流量、流れの状況 土質の状況（粒度組成、沈降速度） 気象の状況（降水量等）	現地調査 文献調査	



■ 植物・動物・生態系

▼ 調査及び予測の手法の概要

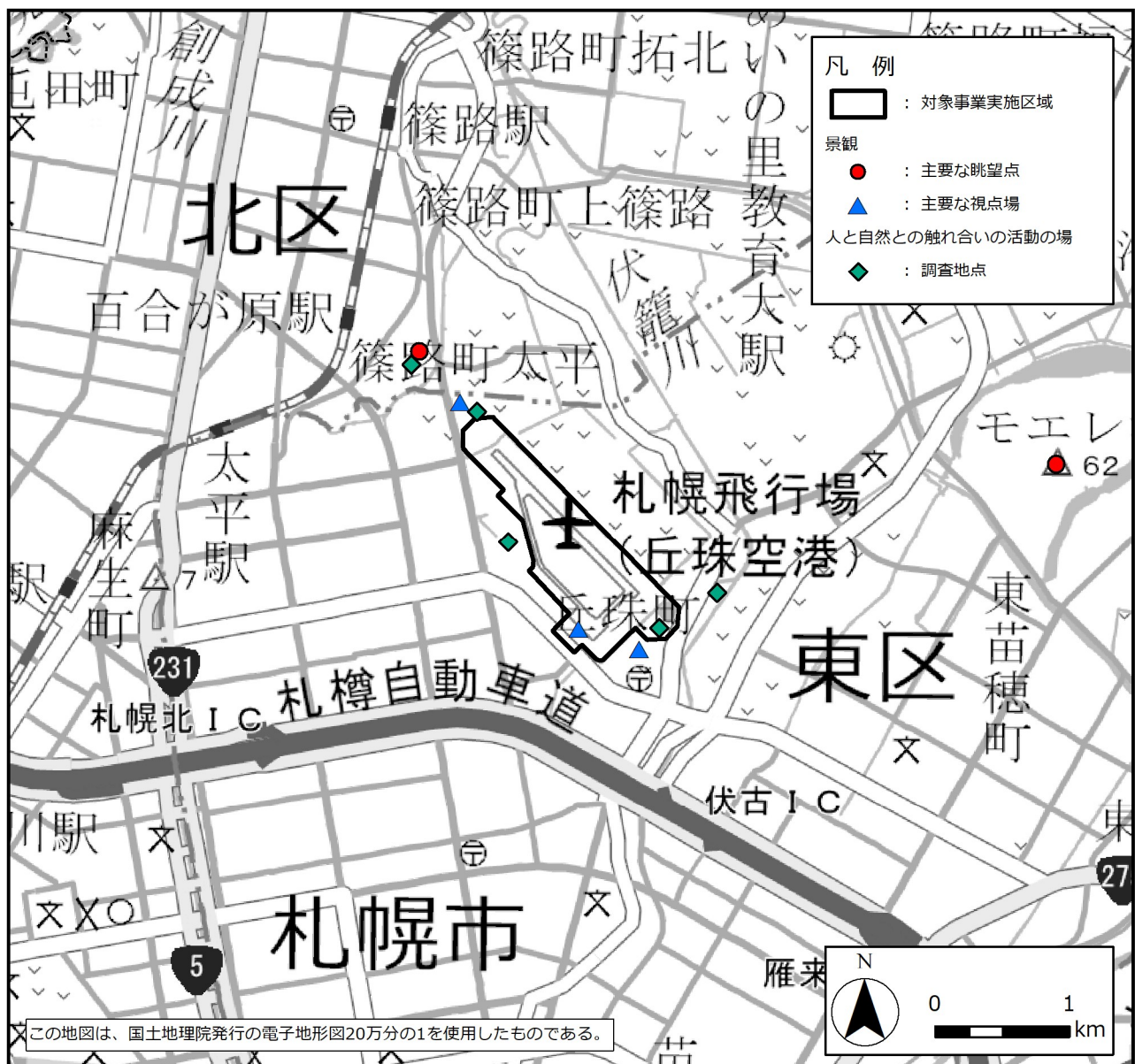
環境要素	調査の手法		予測の手法
	主な調査項目	調査手法	
陸生植物 水生植物	植物相及び植生の状況 注目すべき植物種・植物群落の分布、生育状況、保全対象の状況、生育環境の状況	現地調査 文献調査	確認地点と事業計画を重ね合わせ、生育環境の改変・変化の程度を定性的に予測する方法
陸生動物 水生動物	動物相の状況 特に配慮すべき保全対象として選定した動物の生息状況、生態保全対象の状況 生息環境の状況	現地調査 文献調査	重要な種の生息環境及び生息地と事業計画を重ね合わせ、生息環境の改変・変化の程度を定性的に予測する方法
陸生動物 鳥類（バードストライク）	バードストライクの発生可能性が高い範囲における鳥類の飛翔状況	現地調査 文献調査	将来の飛行コースや飛行高度から鳥衝突の可能性とそれがもたらす生息環境の変化の程度を定性的に予測する方法
生態系	生態系の構成種、個体群及び生物群集の相互関係 特に配慮すべき保全対象として選定した生物種又は生物群集	現地調査 文献調査	確認地点と事業計画を重ね合わせ、生息・生育環境の改変・変化の程度を定性的に予測する方法



■ 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

▼ 調査及び予測の手法の概要

環境要素	調査の手法		予測の手法
	主な調査項目	調査手法	
景観	主要な眺望点の状況 主要な自然景観、都市景観資源等の状況 主要な眺望景観の状況	現地調査 文献調査	分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により予測する方法
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場の状況 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用状況、利用環境の状況	現地調査 文献調査	分布及び利用環境の改変の程度を事例の引用又は定性的に予測する方法



■ 廃棄物等、温室効果ガス

▼ 調査及び予測の手法の概要

環境要素		調査の手法		予測の手法
		主な調査項目	調査手法	
廃棄物等	廃棄物及び副産物	廃棄物等の状況	文献調査	建設工事に伴う建設副産物の種類ごとの発生状況の把握を行う方法
温室効果ガス		温室効果ガスの状況	文献調査	対象発生源毎にエネルギー消費量等を把握し、これに排出係数を乗じて温室効果ガスの排出量を算出する方法

■ 評価の手法

評価の手法は、下記のとおりです。

- 選定項目に係る環境への影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価します。
- 国、札幌市等が定める基準又は目標が示されている項目については、それらと予測結果との整合が図られているか否かを評価します。

■ 環境影響評価手続きについて（今後のスケジュール）

札幌市環境影響評価条例の手続きに基づき、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全のための措置について必要に応じて検討し、事業に伴う環境影響の低減を図ります。

今後、調査、予測及び評価の結果を取りまとめ、準備書・評価書の作成を順次進めてまいります。

環境影響評価の手続き

配慮書

方法書

準備書

評価書

- 配慮書：事業の位置、規模等の検討段階において、環境保全のために適正に配慮しなければならない事項について検討を行う手続き
- 方法書：どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価するかの計画を示す手続き
- 準備書：調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、環境保全に関する事業者の考え方を取りまとめる手続き
- 評価書：準備書に対する自治体や住民などの意見について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直したものを公表する手続き

方法書の縦覧・意見書提出について

公告日	令和 8 年 8 月 24 日（月）
縦覧期間	令和 8 年 8 月 24 日（月）～令和 8 年 9 月 22 日（火）
縦覧場所	・北海道開発局空港・防災課（札幌市北区北 8 条西 2 丁目札幌第 1 合同庁舎） ・東京航空局丘珠空港事務所（札幌市東区丘珠町） ・札幌市空港担当課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目） ・札幌市北区総務企画課（札幌市北区北 24 条西 6 丁目 1-1） ・札幌市東区総務企画課（札幌市東区北 11 条東 7 丁目 1-1） ・丘珠空港ターミナルビル（札幌市東区丘珠町） ※丘珠空港ターミナルビル以外は土曜日、日曜日及び祝日を除く。 ※丘珠空港ターミナルビルでは、パネル展示も行っております。 ※方法書は以下 HP でも公開しています。 https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kk/kuukou/k5m5qg0000008o44.html 
意見書の提出先	（住 所）〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課 （電話番号） 011-211-2879（FAX）011-218-5108 （E メール） assess@city.sapporo.jp ※意見書様式は上記 HP（二次元バーコード）からダウンロード可能です。 （意見書様式に準じた任意の様式も可）
必要事項	意見書の提出対象である方法書の名称、氏名及び住所、方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由を日本語により記入してください。
提出期限	令和 8 年 10 月 6 日（火）まで 【必着】
提出方法	郵送、ファックス、直接持参、E メール ※E メールの場合、添付ファイルによる意見書の提出は受け付けませんので、必要事項を本文に入力してください。

お問合せ先

【方法書全般に関すること】

国土交通省北海道開発局 港湾空港部 空港・防災課

電 話：011-700-6773（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

【航空機の運航等に関すること】

国土交通省東京航空局 空港部 空港企画調整課

電 話：03-5275-9298（土曜日、日曜日及び祝日を除く）